

IV 委員会提言

委員会提言

本提言は、本書の活用および10年後の改訂についての、三重県に対する提言である。提言の内容は具体的なものとし、それぞれが県事業として妥当性があると思われることから、次回改訂時には達成されていることを期待する。生物多様性の確保については、行政の重要な役割であることに鑑み、県民とのパートナーシップや協働等の傍観的立場ではなく、県には主導的役割を果たしていただきたい。

1 本書の活用

(1) 保全対策の評価

本書に掲載された種は開発事業に際しての保全対象種となる。事業実施に際して作成される環境影響評価書には、各種についての保全策が謳われているが、それが実際に実行されているのかを確認する制度はなく、また、保全対策が実施されたとしても、それが効果をあげているのかはほとんど把握されていない。このような状況下では希少生物の保全効果は期待できず、保全対策の効果までを評価する制度に改めていく必要がある。開発事業者に事後のモニタリングを義務付け、その評価を県が担うべきである。

(2) 乱獲採取対象種の法制化

ラン科植物や一部のシダ植物は、愛好家による採集の対象となっている。レッドリスト掲載種であるからといって採集が規制されるわけではなく、現場でその行為に遭遇しても、止める手立てはない。乱獲を積極的に防止するためには、該当種を指定希少野生等植物種や天然記念物などに指定することにより、法的位置づけを明確にすべきである。指定種を採取することは犯罪であり、現地やネット販売の監視を強化して積極的に摘発すべきである。

(3) 外来種対策

外来種には、セアカゴケグモやアルゼンチンアリのように人的・農業被害を発生させる種がある一方、バス類やチュウゴクオオサンショウウオ、アカミミガメのように希少生物・生態系に悪影響を及ぼす種も確認されている。多くの都道府県では外来種リストを刊行し、外来種対策の基礎資料としているが、三重県においては未整備であり、外来種の全容が把握されていない状況である。まずは、基礎データのない状態を解消するために「三重県外来種リスト」の作成に早急に取り掛かるべきである。

(4) 周知と啓発

本書の作成や希少種保全に際しては税金が投入されることが多いことから、その成果を県民に周知する作業は必須である。本書の内容や保全対策の活動を整理して、学校教材として活用可能な小冊子の作成を推奨する。また、小冊子の内容をパネル化して環境イベント等で活用し、希少種保全についての県民の関心を喚起することが重要である。

2 次回改訂に向けて

(1) 改訂時期

三重県においては、レッドデータブックの改訂を10年ごとにおこなっている。自然状況の変化を的確に反映させるためには改訂頻度は高いほどよいことは論を待たないが、実際の作業量を考慮すると10年間隔が妥当であり、堅持すべきである。また、レッドリストに掲載を要する種が確認された場合には、改訂時期以外であっても適宜追加することが可能な制度を検討されたい。

(2) 情報収集と蓄積

レッドデータブックの改訂には、普段からの情報の収集と蓄積が不可欠である。これらの作業は、在野の研究者が大部分を担っているのが現状であるが、高齢化により10年後の改訂時には困難になることが予測される。三重県として情報収集と蓄積の体制を整備すべきであり、県全体の調整が必要であ

る。現状の組織においては県総合博物館が妥当と思われるが、まずは同館の運営方針を確認し、同館が情報収集と蓄積の機能を担えないならば、新たな組織の整備を検討する。

(3) チェックシートの見直し

三重県におけるレッドリスト選定作業はチェックシートを用いて行っており、そのことにより一定の客観的評価を担保している。しかしながら、全分類群を統一基準で評価することから、実態にそぐわない評価がされる等、問題点もある。これは技術的問題であるので、チェックシートの見直しについての作業部会を設置して基準の調整を行い、次回改訂時には新チェックシートを用いた評価をすべきである。

(4) 事務局体制の整備

レッドデータブックの改訂作業は、事務にあたっては一定の専門的な知識を要求され、また、編集作業もこなす必要があることから、そのノウハウを蓄積していくことが不可欠である。そのためには、長期的視点にたった対応が可能な組織が事務局を担うことが望ましい。

(5) 生物多様性センターの整備

上にあげた保全対策の評価、盗掘の監視・パトロール、外来種リストの作成、教材作成、情報収集と蓄積そして改訂事務局等について、どこが、誰が担うかは重要な問題である。現況の県組織において、県総合博物館や県環境学習情報センター等が候補となるが、各々の組織運営方針との整合性もある。今改訂作業においても両組織職員の参画はなかったことから、新たな組織を整備する必要性が高い。生物多様性国家戦略に基づいて全国で設置の進んでいる「生物多様性センター」を三重県においても整備し、県内の生物多様性保全のセンターとして活用すべきである。